

群馬県社会福祉協議会（県社協）の

民間社会福祉施設等職員共済制度（けんたんきょうさい 県単共済）をご利用の皆さまへ

※ ご不明な点は、所属法人のご担当者又は下記問合せ先にご確認ください。

● 実施事業

- ① 退職手当金の給付
- ② 福利厚生給付金の給付
- ③ 福利厚生資金の貸付

【加入方法①】

【加入方法②】

国の退職金		
県単共済の退職手当金		
県単共済の福利厚生		県単共済の福利厚生

● 退職手当金の支給

1 二つの退職金制度に加入しています。

- ① 福祉医療機構の「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」（いわゆる“国の退職金”）
- ② 群馬県社会福祉協議会の「民間社会福祉施設等職員共済制度」（いわゆる“県単共済”）

※ 国の退職金に加入せず、県単共済の福利厚生事業のみ加入の場合もあります（加入方法②）。

2 二つの制度の比較（共通点と相違点）

	県単共済	国の退職金
仕組み		
加入要件	次のいずれかに該当する職員 ① 雇用期間に定めのない職員（いわゆる正規職員） ② 1年以上の雇用期間を定めて使用される職員で、所定労働時間が正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者 ③ 1年未満の雇用期間を定めて使用される職員で、所定労働時間が正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者が、その期間の更新により引き続き1年を経過した場合	
掛金	全額法人負担で、毎月納付 一人当たり 基準給与額×4／1000 ※目安：基準給与額÷格付け本俸	全額法人負担で、毎年度当初1回納付 一人当たり 44,500円（平成29年度） ※一部施設(*)では、133,500円
退職金	退職前6か月の平均本俸月額（上限50万円）から右記(A)の額を除いた額 × 支給乗率	退職前6か月の平均本俸月額に応じて設定された額(A) × 支給乗率 ※退職前6か月の平均本俸月額以下の金額。上限：36万円
支給乗率	（参考）被共済職員期間（1年未満切捨て）に応じて次のとおり 「業務上の傷病又は業務上の死亡による退職」以外の退職の場合の例 5年→2.610    10年→5.220    15年→10.788    20年→20.445	
計算例	退職前6か月の平均本俸月額 260,000円 被共済職員期間 15年（支給乗率 10.788） 〔国の退職金〕 250,000円×10.788＝2,697,000円 〔県単共済〕 10,000円×10.788＝ 107,880円    計 2,804,880円	
支給方法	請求後、概ね1～2か月後に、法人宛に支払資金を交付→その後、法人から本人宛に支給	請求後、概ね3～4か月後に、本人宛に支給

(\*) … ①申出施設等、②特定介護保険施設等の職員のうち共済法の加入要件に該当する職員

お問合せ先：群馬県社会福祉協議会 施設福祉課    :    027-289-3344

ホームページ：http://www.g-shakyo.or.jp/→「施設を運営する方・従事する方へ」

● 福利厚生給付金の支給

給付金の種類		金額	補足
※1	死亡弔慰金	本人	300,000円
		配偶者	100,000円
		被扶養者	20,000円
※1	傷病見舞金	本人	10,000円～105,000円
		被扶養者	10,000円～40,000円
	結婚祝金	本人	30,000円
※2	災害見舞金	全焼・全壊	200,000円
		半焼・半壊	100,000円
		半焼・半壊未満	10,000円
※2	出産祝金	本人	子1人につき25,000円
		配偶者	子1人につき25,000円
	入学祝金	小・中学校	8,000円
		高等学校	10,000円
※3	長期勤続者慰労金	10年	15,000円
		20年	20,000円
		30年	25,000円
※3	退職慰労金	本人	5,000円～
※4	特例退職慰労金	本人	3,000円～
※5	障害厚生年金見舞金	本人 1級	300,000円
		本人 2級	150,000円
※5	付添看護料補給金	本人	60,000円～180,000円
		被扶養者	30,000円～90,000円
	遺児育英資金	18歳未満被扶養者	子1人につき200,000円
※6	厚生保養費	本人	1人につき1,000円
		被扶養者	
※7	生活習慣病予防健診助成金	本人	3,500円以下
※8	レクリエーション事業助成金	本人	800円

(※1) 継続10日以上入院した場合、最初の30日間：1日1,000円  
その後：1日500円  
年間限度：本人180日分 被扶養者50日分  
(※2) 平成25年3月31日以前の、配偶者の出産は、子1人につき20,000円  
(※3) 被共済職員期間に応じて次の金額の累計  
1年～5年：5,000円×年数  
6年～10年：6,000円×年数  
11年～15年：7,000円×年数  
16年～20年：8,000円×年数  
20年以上：7,000円×年数  
例) 12年：69,000円  
(※4) 平成25年3月31日までの被共済職員期間に応じて次の金額  
5年以上10年未満：3,000円  
10年以上15年未満：6,000円  
15年以上20年未満：12,000円  
20年以上25年未満：18,000円  
25年以上30年未満：27,000円  
30年以上：36,000円  
(※5) 継続20日以上入院し、付添看護者を雇用した場合、  
本人：1日3,000円  
被扶養者：1日1,500円  
年間限度：いずれも60日分  
(※6) 一年度中に1人1泊が限度  
法人等でまとめて請求  
(※7) 3,500円と実費のいずれか低い方の金額  
法人等でまとめて請求  
(※8) 一年度中に1人1回が限度  
法人等でまとめて請求

【注意】  
・ご夫婦ともに被共済職員の場合、請求できるのはどちらか一方のみとなりますので、重複してご請求されないようご注意ください（結婚祝金は各々請求可能です）。  
・退職手当金及び各種給付金の請求可能期間は支給事由発生日から5年間です。

※ 掛金は、職員と法人の折半負担で、毎月納付。 一人当たり 基準給与額×1/1000ずつ

● 福利厚生資金の貸付

資金の種類	生活資金	住宅資金
資金の用途	生活上一時的に資金を要する場合 例) 冠婚葬祭、自動車購入	住宅を新築、増改築、購入（住宅用地を含む）する場合
貸付限度額	基準給与額の4か月分（上限：100万円）	基準給与額の8か月分（上限：200万円）
貸付利率	年2.0%	
償還方法	借入金額に応じて、貸付月の翌月から所定の期間（1～7年間）での月賦償還	
連帯保証人	1名 要件①被共済職員から1名 要件②原則として、本資金の借受者又は連帯保証人でないこと。 要件③借入金額が連帯保証人のみなし退職手当金額の90%以内であること。	